

設計等委託業務請負業者の皆様へ

ひたちなか市総務部契約検査課

最低制限価格制度の改正について

設計等委託業務の最低制限価格制度について下記のとおり改正し、令和7年4月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用します。

記

1. 設計等委託業務における最低制限基本価格の算定方法

予定価格の算出の基礎となった設計書等に基づく次の額

業務名	現行	改正後
測量業務	直接測量費の額 測量調査費の額 諸経費の額に100分の48を乗じて得た額	同 同 100分の <u>50</u>
土木関係建設 コンサルタント業務	直接人件費の額 直接経費の額 その他原価の額に100分の90を乗じて得た額 一般管理費等の額に100分の48を乗じて得た額	同 同 同 100分の <u>50</u>
建築関係建設 コンサルタント業務	直接人件費の額 特別経費の額 技術料等経費の額に100分の60を乗じて得た額 諸経費の額に100分の60を乗じて得た額	同 同 同 同
地質調査業務	直接調査費の額 間接調査費の額に100分の90を乗じて得た額 解析等調査業務費の額に100分の80を乗じて得た額 諸経費の額に100分の48を乗じて得た額	同 同 同 100分の <u>50</u>
補償関係 コンサルタント業務	直接人件費の額 直接経費の額 その他原価の額に100分の90を乗じて得た額 一般管理費等の額に100分の45を乗じて得た額	同 同 同 100分の <u>50</u>

2. 設計等委託業務における最低制限価格の範囲

業務名	現行	改正後
測量業務	業務価格の100分の60 から100分の82	同
土木関係建設 コンサルタント業務	業務価格の100分の60 から100分の80	業務価格の100分の60 から100分の <u>81</u>
建築関係建設 コンサルタント業務	業務価格の100分の60 から100分の80	業務価格の100分の60 から100分の <u>81</u>
地質調査業務	業務価格の3分の2 から100分の85	同
補償関係 コンサルタント業務	業務価格の100分の60 から100分の80	業務価格の100分の60 から100分の <u>81</u>

問い合わせ先
 茨城県ひたちなか市東石川 2-10-1
 ひたちなか市総務部契約検査課
 029-273-0111 内線 1261～1263